

保発0219第1号
平成26年2月19日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行について

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第四十号。以下「改正令」という。）が本日公布され、平成26年4月1日から施行することとされたところであるが、この改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の保険者等に周知徹底を図られたい。

記

第一 改正の趣旨

「平成26年度税制改正の大綱」（平成25年12月24日閣議決定）において、国民健康保険税の課税限度額の引上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部を改正するものであること。

第二 改正の内容

- (1) 国民健康保険の保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を16万円に、介護納付金賦課額に係る賦課限度額を14万円に引き上げることとしたこと。
- (2) 被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については24.5万円を乗ずる被保険者数に世帯主を含めるとともに、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を45万円とすることとしたこと。

- (3) 高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について、(2)に伴う所要の改正を行うこととしたこと。

第三 施行期日

改正令は、平成26年4月1日から施行すること。